

一般社団法人日本発達心理学会 ウェブ委員会規程

2023年9月10日 制定

(目的)

第1条 この規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第35条に基づき、ウェブ委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、ウェブ委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、ウェブ委員会副委員長（以下、「副委員長」という）1名、委員若干名、及び委員会担当理事（以下、「担当理事」という）により構成する。

2 委員長、副委員長、委員は、委員会からの推薦候補者リストを参考に、理事会が選出、承認し、代表理事が委嘱する。

3 委員長、副委員長の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。また委員長、副委員長の任期は連続2期までとする。

4 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在の際に委員長の代理を務める。

2 委員は、第4条で定める業務内容を担当する。

3 委員長及び担当理事は、委員会の運営に関し適宜理事会に報告する。

(業務内容)

第4条 委員会は、次の事項を審議し、処理する。業務の詳細は、「ウェブ委員会内規」に定める。

(1) 日本発達心理学会のウェブサイトならびにソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の管理・運用等

(2) 日本発達心理学会事務局及び各委員会より委託されたウェブに関する業務

(3) その他、必要な事業に関する事

(会議の開催)

第5条 委員会は、委員長がこれを開催する。

2 電磁的方法で審議を行うことができる。

(議事)

第6条 委員会は、過半数の委員の参加がなければならない。

2 委員会は、参加委員の過半数の賛成で議決する。

(改定)

第7条 この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。